

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第138期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社サクラダ
【英訳名】	SAKURADA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 曾田弘道
【本店の所在の場所】	千葉県市川市二俣新町21番地
【電話番号】	047(328)3145(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理担当部長 足立薫彦
【最寄りの連絡場所】	千葉県市川市二俣新町21番地
【電話番号】	047(328)3145(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理担当部長 足立薫彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第134期 平成15年3月	第135期 平成16年3月	第136期 平成17年3月	第137期 平成18年3月	第138期 平成19年3月
売上高 (百万円)	—	—	—	—	5,601
経常損失 (百万円)	—	—	—	—	943
当期純損失 (百万円)	—	—	—	—	1,028
純資産額 (百万円)	—	—	—	—	5,066
総資産額 (百万円)	—	—	—	—	13,722
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	—	45.15
1株当たり当期純損失 (円)	—	—	—	—	9.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	—	—	36.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	△28.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	△614
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	△3,590
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	3,453
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	—	—	—	—	1,635
従業員数 (名)	—	—	—	—	122

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第138期より連結財務諸表を作成しているため、第137期以前については記載しておりません。
3 第138期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4 第138期の「株価収益率」は、当期純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第134期 平成15年3月	第135期 平成16年3月	第136期 平成17年3月	第137期 平成18年3月	第138期 平成19年3月
売上高 (百万円)	13,536	8,890	8,916	7,120	5,601
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	203	58	63	△895	△754
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△72	△754	846	△4,846	△838
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	3,801	3,801	3,801	1,631	3,483
発行済株式総数 (株)	43,522,335 (普通株式)	43,522,335 (普通株式)	43,522,335 (普通株式)	(普通株式) 53,522,335 (優先株式) 40,000,000	(普通株式) 110,761,885 (優先株式) 40,050,000
純資産額 (百万円)	4,565	3,869	4,727	2,319	5,256
総資産額 (百万円)	26,742	24,730	23,115	11,808	13,904
1株当たり純資産額 (円)	104.97	89.01	108.78	43.41	46.87
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	△2.06	△17.36	19.48	△109.45	△8.00
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.1	15.6	20.4	19.6	37.3
自己資本利益率 (%)	△1.8	△17.9	19.7	△137.5	△22.3
株価収益率 (倍)	—	—	10.2	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,603	1,705	△477	△798	—
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	138	866	1,271	1,023	—
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	784	△344	△2,717	1,459	—
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	387	2,615	691	2,376	—
従業員数 (名)	256	202	200	126	122

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、第138期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 第137期以前の「持分法を適用した場合の投資利益」については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

4 第138期より連結財務諸表を作成しているため、第138期の「持分法を適用した場合の投資利益」、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」は記載しておりません。

5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第134期及び第135期は1株当たり当期純損失であり、第134期から第136期までは潜在株式が存在しないため記載しておりません。

また、第137期以降については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

6 第134期及び第135期並びに第137期以降の「株価収益率」は、当期純損失のため記載しておりません。

2 【沿革】

大正9年4月	株式会社櫻田機械製造所(資本金300万円)を設立し、主として橋梁、鉄塔、鉄柱、セメント機械等を製作。
昭和3年6月	大阪営業所を開設。
昭和19年4月	軍需、陸軍、海軍各省の指定工場となり、上陸用舟艇、軍工廠の起重機などを製作。
昭和19年6月	起重機工業株式会社を吸収合併。
昭和19年9月	商号を櫻田機械工業株式会社と改称。
昭和31年7月	仙台営業所を開設。
昭和33年11月	名古屋営業所を開設。
昭和34年5月	札幌営業所を開設。
昭和36年10月	東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和38年9月	福岡営業所を開設。
昭和39年11月	千葉県市川市にわが国最初の長大橋製作工場として市川工場を新設。
昭和43年4月	千葉県八千代市に鉄塔、鉄柱等の製作を主とする八千代工場を新設し、砂町工場は閉鎖。
昭和51年2月	広島営業所を開設。
昭和58年7月	株式会社櫻田エンジニアリングを設立(平成2年4月商号を株式会社サクラダエンジニアリングに改称)。
昭和59年11月	本社を東京都千代田区麴町に移転。
平成元年9月	東京証券取引所市場第一部に上場。
平成2年4月	商号を株式会社サクラダに改称。
平成2年4月	東京支社ならびに大阪支社を開設。
平成2年8月	本社を千葉県千葉市美浜区に移転。
平成8年7月	株式会社サクラダ興産を設立。
平成9年7月	沖縄営業所を開設。
平成11年4月	山口営業所を開設。
平成12年3月	株式会社サクラダエンジニアリングを吸収合併。
平成12年3月	鉄塔・鉄骨事業からの撤退ならびに八千代工場閉鎖。
平成13年1月	株式会社サクラダ興産を吸収合併(株式会社サクラダ興産が平成12年10月に設立した株式会社サクラダライフは、本吸収合併に伴い当社の子会社となる)。
平成14年2月	岐阜営業所を開設。
平成14年11月	川岸工業株式会社と資本・業務提携。
平成14年12月	和歌山営業所を開設。
平成15年9月	東京支社を東京都中央区築地に移転。
平成16年7月	静岡営業所を開設。
平成18年3月	株式会社エスビーオーを設立
平成18年4月	本社を所在地(千葉県市川市)に移転。
平成18年4月	東京・大阪支社を営業所に改称し、東京営業所は東京都中央区日本橋に移転。
平成18年4月	札幌・静岡・岐阜・和歌山・広島・山口・沖縄営業所を閉鎖。

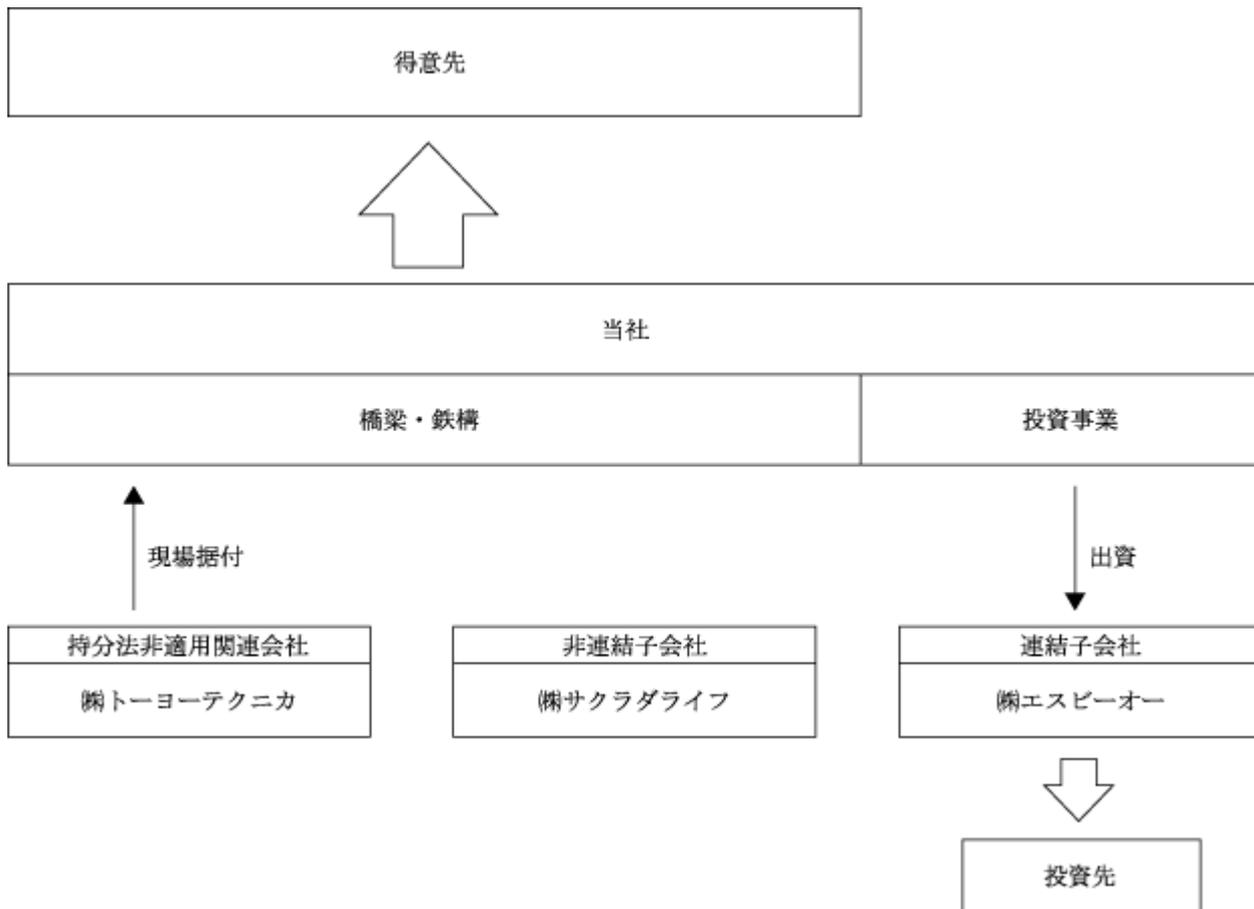
3 【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社2社および関連会社1社で構成され、その営業活動は、鋼構造物（橋梁およびその他の鉄構物）の設計、製作、組立、据付、販売ならびに投資事業を主な内容とし、さらに関連する事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

- 鋼構造物 : 当社で製造販売するほか、現場据付工事の一部について、関連会社である(株)トーヨーテクニカに発注しております。
- 投資およびその他 : 子会社(株)エスピーオーは、投資業等を行っております。
子会社(株)サクラダライフは、保険代理店業等を行っております。

事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)エスピーオー	千葉県市川市	1,828	投資業及び 有価証券投資	100.0	当社は(株)エスピーオーを通じ投資業を行っております。 役員の兼務4名

(注) 1 特定子会社であります。

- 2 当連結会計年度において、(株)サクラダを引受先とする第三者割当増資(普通株式15,000株、資本金375百万円、資本準備金375百万円)及び第1回新株予約権の行使(普通株式57,730株、資本金1,443百万円、資本準備金1,443百万円)が行われました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成19年3月31日現在

区分	従業員数(名)
鋼構造物部門	113
投資部門	—
管理部門	9
計	122

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 連結子会社である㈱エスビーオーにつきましては、当社の常勤監査役(1名)、使用人兼務取締役(1名)及び従業員(2名)が役員を兼務しており、従業員はおりません。

3 投資部門には管理部門の2名が兼務しております。

(2) 提出会社の状況

(平成19年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
122	45.5	17.7	4,772,601

(注) 1 従業員数は就業人員数で表示しており、子会社から当社への出向者(3名)を含み、使用人兼務取締役(2名)及び執行役員(2名)は含まれておりません。

2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、サクラダ労働組合(組合員数60名)が組織されており、「JAM(産業別労働組合ジェイ・エイ・エム)」に加盟しております。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善から設備投資が増加し雇用情勢も改善傾向を見せる等、緩やかな回復基調を辿っております。

しかしながら当業界におきましては、公共投資における平成18年度の補正予算が成立したものの、補正後の予算が前年度を下回る中で、先般の橋梁談合問題の影響等により受注獲得競争は熾烈さを増し、受注価格が大幅に下落しました。また当社は独占禁止法違反により、平成19年1月30日から45日間の営業停止処分を受ける等、当社グループを取り巻く環境は極めて厳しい状況にありました。

このような状況において、当社は、平成17年11月16日に公表しました事業再生計画の達成に向け、年度当初から積極的な受注活動を行った結果、関東地方整備局の湾岸高浜立体海側上部工事、近畿地方整備局の讃良地区鋼製橋脚工事、鉄運機構の松原橋りょう、福岡北九州道路公社の504工区橋本6、中部地方整備局の石神高架橋等を受注し、当社グループの鋼構造物の受注高は6,836百万円、総体として6,879百万円となりました。

なお当社グループは、前期は連結決算を行っていなかったことから前年同期の受注高を記載することができませんが、当社単体の前期の受注高は、橋梁で2,915百万円、総体で2,976百万円でありました。

連結完成工事高につきましては、独占禁止法違反での指名停止措置による前年度受注の大幅な減少や、今年度受注の時期の遅れ等により、鋼構造物で5,556百万円、総体として5,601百万円にとどまりました。

損益面につきましては、前年度末に行った大幅な人員削減及び事業所の集約等によるコスト削減効果が出てきておりますが、受注競争の激化による受注価格の下落が大きく、採算面でも厳しい状況にあります。この価格下落を補うべくコスト削減に努めてまいりましたが、価格下落の影響を吸収するまでには至らず、連結完成工事高の減少及び利益率の悪化を避けることができませんでした。また新たな工事損失引当金の計上等により、連結経常損失は943百万円、連結当期純損失は1,028百万円となりました。

投資事業においては、前年度に第1回新株予約権及び第2回新株予約権を発行しましたが、今年度において全ての行使が完了しました。なお、今年度、新たに平成19年3月6日を割当日とした第3回新株予約権を発行しました。

また、当社は、第1号投資案件として、当社100%子会社である(株)エスビーオー及び(株)エスビーオーが単独で匿名組合出資する匿名組合を通じ、(株)ディーワンダーランドの第三者割当増資を引き受けておりますが、投資資金の回収は投資開始より3年目以降を想定しており、今年度においては、投資諸費用が先行して発生しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は614百万円となりました。これは主に、売上債権等の減少により資金が1,390百万円増加したものの、税金等調整前当期純損失1,017百万円の計上、損失引当金の減少額515百万円、未成工事支出金等の増加額308百万円及び仕入債務の減少額432百万円による資金の減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は3,590百万円となりました。これは主に、増資により得られた資金を匿名組合へ出資したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は3,453百万円となりました。これは主に、借入金の返済による支出310百万円による資金の減少及び株式の発行による収入3,694百万円による資金の増加があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前年同期比の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	生産高(百万円)
鋼構造物	5,884
その他	44
合計	5,929

(注) 生産高は、契約価格を技術的に測定した実際工事量の出来高を示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
鋼構造物	6,836	7,074
その他	42	0
合計	6,879	7,074

(注) 金額は契約価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前事業年度は提出会社の販売実績を記載しております。

事業部門	前事業年度販売高(百万円)	当連結会計年度販売高(百万円)
鋼構造物	7,062	5,556
その他	58	44
合計	7,120	5,601

(注) 1 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		相手先	当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)		販売高(百万円)	割合(%)
国土交通省	3,123	43.9	国土交通省	1,144	20.6
日本道路公団	1,303	18.3	首都高速道路株式会社	901	16.2

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 日本道路公団については、平成17年10月1日付で分割・民営化により、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)となりました。

3 【対処すべき課題】

当社は、先般の談合問題を、極めて重大かつ厳粛に受け止めており、一日も早い信頼回復に努めることが当社の最大の責務であると認識しております。

今年度においても、内部監査専任部署である監査室による各部署固有のリスクを意識した内部監査の実施や、コンプライアンス委員会によるコンプライアンスマニュアルの再整備等に加え、経営者による管理職員を対象とした企業倫理に関する教育を実施しており、引き続き社内における法令遵守の徹底及び内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

また当社は、平成17年11月16日に策定した「事業再生計画」に基づき、強固な収益基盤の確立と、財務体質の更なる改善を図るため、全社一丸となって計画達成に向け取り組んでおります。本計画の骨子及び進捗状況は、下記のとおりであります。

(1) 基本方針

- ① 利益計画達成の実現性を高めるべく、営業戦略の方向転換により総コストを大幅に圧縮し、損益分岐点の引き下げを図ります。
- ② 必要受注量のハードルを引き下げるとともに、コスト競争力において競合他社との差別化を実現し、必要受注量の確保を目指します。

(2) 経営組織の再編とコスト削減

- ① 本社を市川事業所に移転し本社工場とするとともに、営業拠点を集約しております。これにより、営業部門、本社管理部門の大幅な人員削減を行い、人件費や賃借料等の一般管理販売費の大幅な圧縮を実現しております。
- ② 受注工事の施工地域を限定することによる、輸送費、現場経費の削減に取り組んでおります。しかし、受注機会が失われることの無いよう、発注物件の情報は幅広く収集に努め、諸条件を十分検討する等の対応を図っております。
- ③ 設計、製造、工事部門における人員削減による人件費の削減を実施しましたが、受注工事規模を大型化することで工事件数の減少を図る等、人員減少への対応に取り組んでおります。

(3) 財務体質の健全化及び債権放棄等の要請

- ① 本社、社員寮、社宅等の資産を売却し、借入金の一部圧縮を行いました。今後は事業再生計画を着実に実行することにより、さらなる借入金の削減を実現します。
- ② 平成17年度末に、取引金融機関による総額 約87億円の債権放棄を実施して頂きました。これにより、財務体質は抜本的に改善されております。
- ③ 資本の増強を図るため、森電機株式会社が単独で匿名組合出資する匿名組合に、総額25億円の第三者割当増資をお引き受け頂き、平成18年3月に20億円、平成18年9月に5億円の払込が完了しました。

(4) 事業再生投資分野への進出

当社を取り巻く外部環境の厳しさ及び先行きの不透明さを考慮し、事業再生計画の確実な遂行の下支え並びに経営基盤及び財務基盤の更なる強化のため、当社100%子会社である㈱エスビーオーを通じ、事業再生投資分野へ進出しました。これにより、先行き不透明な業界環境への対応力及び非常に厳しい競争環境下での企業抵抗力を高めることが可能になると考えております。今後は、経営基盤及び財務基盤の更なる強化により、早期に信用回復を果たすことで、関係各位の皆様のご支援に応えることができるものと考えております。

なお、既に第一号投資案件として、株式会社エスビーオーを通じ、株式会社ディーワンダーランド社の第三者割当投資を引き受けております。

また、今後当社が実施する投資事業に関する資金需要に迅速に対応するため、平成19年3月6日に第3回新株予約権（行使による払込総額70億円）を発行しました。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状態および株価等に影響を及ぼす可能性があると考えられるリスクについて主な事項を記載しております。

なお、本項においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日(平成19年6月28日)現在において当社が判断したものであります。

① 鋼橋発注量の減少

当社グループの受注工事は、官公庁から発注される鋼橋工事がそのほとんどを占めております。従いまして、鋼橋の発注量が予想を上回って減少した場合には、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 資材価格の変動

鋼橋の原材料である鋼材の価格は、上昇基調にあります。従いまして、鋼材の価格が予想を上回って高騰し、請負金額に反映することが困難な場合には、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 金利の変動

当社が申し立てた「私的整理に関するガイドライン」の成立を受け、金融機関からの債権放棄並びに金利引き下げ等の金融支援を受けることにより、有利子負債及び支払利息は大幅に削減されました。しかしながら、当社の有利子負債については全て変動金利型であり、今後の金利の変動によっては、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 事故の発生

橋梁およびその他の鉄構物の各事業では非常に重く大きい鋼構造物を扱います。事故の防止には全力を挙げて万全の準備を行っていますが、小さな不注意が重大災害に繋がりがかねません。万が一事故が起きてしまうと、損害の賠償に止まらず当社の社会的信用を失墜させ、さらに指名停止などの行政処分を受けるなど、当社グループの経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 投資事業について

当社が子会社を通じて行う投資事業は、投資案件に対する経済合理性や回収可能性等について慎重に検討した上で実施しておりますが、投資先の経営状態の悪化や株価の下落等により、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、有価証券報告書提出日(平成19年6月28日)現在における投資内容は以下の通りです。

投資先	保有株式数	株式取得金額	摘要
㈱ディーワンダーランド	14,000千株	3,500百万円	JASDAQ上場

※ 上記株式は㈱エスピーオーが単独で匿名組合出資する匿名組合の営業者であるオリオン・キャピタル・マネージメント㈱が保有しており、当社グループが直接保有しているものではありません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、主要製品である鋼橋の設計、製作、架設、維持管理に至る橋梁のライフサイクル全体のコストパフォーマンスを念頭に置いた研究活動を推進しております。

当事業年度における研究開発費は22百万円となりました。

研究開発活動の具体的な内容については以下のとおりであります。

(1) 短期間立体交差施工技術

大都市圏における交通渋滞を緩和することを目的とした交差点立体交差化工事の短期間施工方法「Rainbow（レインボー）工法」の開発プロジェクトを、(株)間組と共同で平成15年5月より鋭意推進中であります。

最大の特徴である上下部工接合部に着目した1/4.5縮尺モデルにおける実験を、平成18年5月に実施して構造の妥当性を確認いたしました。

現在は埼玉大学睦好教授の指導の下、構造詳細や設計方針のまとめ、および1/2程度の縮尺モデル実験による実用化確認の準備を行っております。

(2) 環境との調和

「車両走行による鋼橋の低周波振動の低減装置」（特許取得済）の歩道橋における有効利用について検討を行い、実証実験を実施して装置の有効性を確認しました。

今後は装置の耐久性等についての検討を引き続き行い、実用化に向けた取組みを行ってまいります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末における総資産は13,722百万円（内訳、流動資産4,492百万円、固定資産9,229百万円）となりました。また、負債は8,656百万円（内訳、流動負債4,607百万円、固定負債4,049百万円）となりました。この結果、純資産は5,066百万円（内訳、株主資本4,996百万円、新株予約権70百万円）となり、自己資本比率は36.4%となりました。

(2) 経営成績の分析

「1 [業績等の概要] (1)業績」を参照願います。

(3) キャッシュ・フローの分析

「1 [業績等の概要] (2)キャッシュ・フローの状況」を参照願います。

なお、当社グループのキャッシュ・フロー指標のトレンドは以下のとおりであります。

	平成19年3月期
自己資本比率(%)	36.4
時価ベースの自己資本比率(%)	40.3
債務償還年数(年)	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	—

※ 自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

債務償還年数：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

(注) 1 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

2 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

3 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

4 平成19年3月期連結会計年度末の債務償還年数およびインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業キャッシュ・フローがマイナスであるため記載しておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、鋼構造物事業の経常的な設備の更新を目的とし、30百万円の設備投資を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成19年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	摘要
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 及び備品	合計		
市川工場 (千葉県 市川市)	鋼構造物 事業	鋼構造物生産 設備	803	232	4,032 (62,225)	15	5,085	111	
製品ヤード (千葉県 八街市)	〃	〃	265	12	268 (37,240)	—	546	—	
営業所	〃	—	—	—	—	—	—	11	(注3)

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2 帳簿価額に建設仮勘定は含んでおりません。
3 営業所は宮城県仙台市青葉区、東京都中央区、愛知県名古屋市中村区、大阪府大阪市淀川区、福岡県福岡市博多区に所在しております。
4 上記の他、リース契約による主な設備は、以下のとおりであります。

事業部門	設備の名称	台数	期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
鋼構造物	基幹システム	一式	5年	10	17

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	518,197,540
A種優先株式	40,000,000
B種優先株式	50,000
計	558,247,540

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	110,761,885	115,019,790	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
A種優先株式	40,000,000	40,000,000	—	(注) 2
B種優先株式	50,000	50,000	—	(注) 3
計	150,811,885	155,069,790	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの第3回新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。なお、旧商法下の発行条件を記載しております。

(1) 優先配当金

(イ) 利益配当を行う場合の優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、1営業年度につきA種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の利益配当金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(ハ)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

(ロ) 利益配当を行う場合の優先配当金の額

A種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果が5円を超える場合は、5円とする。初年度における優先配当金は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数(初日及び最終日を含む。)で日割計算した額とする。

A種優先配当金=50円×(日本円TIBOR(6ヶ月物)+1.0%)

上記において、「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、平成18年4月1日以降の各営業年度の4月1日及び10月1日(以下「優先配当算出基準日」という。)の2時点において、午前11時現在における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値の平均値をいい、上記計算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。但し、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース)として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。日本円TIBOR又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ハ) 中間配当を行う場合の優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、上記(ロ)に定める額の2分の1に相当する額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(ニ) 累積条項

ある営業年度において、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積し、累積未払配当金については、A種優先配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払う。

(ホ) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当を行わない。

(2) 普通株式への転換予約権

A種優先株主は、以下の転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(イ) 転換を請求し得べき期間

A種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成18年3月30日から平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までとする。(以下「転換請求期間」という。)

(ロ) 転換の条件

A種優先株主は、1株につき下記(2)(ロ)(a)乃至(c)に定める転換価額により、A種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は50円とする。

(b) 転換価額の調整

① 転換価額は、A種優先株式の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

② 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記④(ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、株式の分割のための株主割当日がないときには、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(iii) 下記④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 当社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、同法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

④(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記②(ii)但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。なお、上記45取引日の間に、上記②又は③で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が合理的と判断する価額に調整される。

⑤ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。転換価額調整式に使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

(c) 転換価額の修正

また、転換価額は、転換請求期間中の毎日(以下「転換価額調整日」という。)において、修正前に有効であった転換価額(以下「修正前転換価額」という。)を、(i)修正前転換価額、(ii)株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が存在した、転換価額調整日に先立つ5取引日(当日を含まない)における当該終値の単純平均値の1円未満を切り上げた金額、のいずれか低いほうの金額(以下「修正後転換価額」という)に修正される。但し、上記の結果、修正後転換価額が23円(以下「下限転換価額」という。但し、上記(b)により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(d) 上記(b)の規定により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で、上記(b)①乃至④の規定を準用して同様の調整を行う。

(e) 上記(a)乃至(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項をA種優先株主及びA種優先登録質権者に通知する。

但し、上記(b)②(ii)但書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(3) 議決権

A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 単元株式制度

A種優先株式の1単元の株式数は、1,000株とする。

(5) 株式の併合又は分割

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。

(6) 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。発行すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

転換により発行すべき普通株式数 = $\frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$

- (7) 転換請求受付場所
株式会社サクラダ 総務部総務課
千葉県市川市二俣新町21番地
- (8) 転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書及びA種優先株式の株券が上記(7)に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。但し、A種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。
- (9) 期中転換の取扱い
A種優先株式の転換請求権行使により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、配当計算期間(4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌3月31日までの各6ヶ月間)の期初に転換があったものとみなしてこれを支払う。
- (10) 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、A種優先株式又はA種優先登録質権者に対し、普通株式又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき50円(但し、A種優先株式について株式の併合又は分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前のA種優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)及び累積未払配当金相当額を支払う。
A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前記の金額を超えては財産の分配は行わない。
- (11) 償還請求権
A種優先株主は、償還請求権を行使できない。
- (12) 買入消却
当社は、いつでも法令に従ってA種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買受価額により消却することができる。当社が本(12)の定めに従ってA種優先株式を買い受ける場合、他の種類の株式を有する株主は、商法第210条第7項の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第6項の招集通知の記載を要しないものとする。
- (13) 強制転換
平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合は翌日)までに転換請求のなかったA種優先株式は、その翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、A種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の単純平均値で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該平均値が下限転換価額(但し、(2)(ロ)(b)により調整される。)を下回るときは、A種優先株式の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。
- (14) 上記各項のほか、本要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

3 B種優先株式の内容は以下のとおりであります。なお、旧商法下の発行条件を記載しております。

(1) 優先配当金

(イ) 利益配当を行う場合の優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録質権者(以下「B種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、1営業年度につきB種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の利益配当金(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(ハ)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。

(ロ) 利益配当を行う場合の優先配当金の額

B種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果が1,000円を超える場合は、B種優先配当金の額は、1,000円とする。初年度におけるB種優先配当金は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数(初日及び最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

$$B種優先配当金 = 10,000円 \times (\text{日本円TIBOR}(6ヶ月物) + 1.0\%)$$

上記において、「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、平成18年4月1日以降の各営業年度の4月1日及び10月1日(以下「優先配当算出基準日」という。)の2時点において、午前11時現在における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値の平均値をいい、上記計算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。但し、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース)として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。日本円TIBOR又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位ま

で算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ハ) 中間配当を行う場合の優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、当年9月末日現在のB種優先株主又は当年9月末日現在のB種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、上記(ロ)に定める額の2分の1に相当する額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。

(ニ) 累積条項

ある営業年度において、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積し、累積未払配当金については、B種優先配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して支払う。

(ホ) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当を行わない。

(2) 普通株式への転換予約権

B種優先株主は、以下の転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、B種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(イ) 転換を請求し得べき期間

B種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成18年10月2日から平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までとする。(以下「転換請求期間」という。)

(ロ) 転換の条件

B種優先株主は、1株につき下記(2)(ロ)(a)乃至(c)に定める転換価額により、B種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は50円とする。

(b) 転換価額の調整

① 当社は、B種優先株式の発行後、下記②に掲げる各事由により当社発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。なお、次の算式において「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

② 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記④(ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、株式の分割のための株主割当日がないときには、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(iii) 下記④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額

調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 当社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- (i)株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、同法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④(i)転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (ii)転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記②(i)但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。なお、上記45取引日の間に、上記②又は③で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が合理的と判断する価額に調整される。
- ⑤ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。転換価額調整式に使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

(c) 転換価額の修正

また、転換価額は、転換請求期間中の毎日(以下「転換価額調整日」という。)において、修正前に有効であった転換価額(以下「修正前転換価額」という。)を、(i)修正前転換価額、(ii)株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が存在した、転換価額調整日に先立つ5取引日(当日を含まない)における当該終値の単純平均値の1円未満を切り上げた金額、のいずれか低いほうの金額(以下「修正後転換価額」という)に修正される。但し、上記の結果、修正後転換価額が23円(以下「下限転換価額」という。但し、上記(b)により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

- (d) 上記(b)の規定により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で、上記(b)①乃至④の規定を準用して同様の調整を行う。
- (e) 上記(a)乃至(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主及びB種優先登録質権者に通知する。但し、上記(b)②(i)但書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(3) 議決権

B種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 単元株式制度

B種優先株式の1単元の株式数は、1,000株とする。

(5) 株式の併合又は分割

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。

(6) 転換により発行すべき普通株式数

B種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。発行すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

転換により発行すべき
$$= \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$
 普通株式数

(7) 転換請求受付場所

株式会社サクラダ 総務部総務課
千葉県市川市二俣新町21番地

(8) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及びB種優先株式の株券が上記(7)に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。但し、B種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(9) 期中転換の取扱い

B種優先株式の転換請求権行使により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、配当計算期間(4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌3月31日までの各6ヶ月間)の期初に転換

があったものとみなしてこれを支払う。

(10) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株式又はB種優先登録質権者に対し、普通株式又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき10,000円(但し、B種優先株式について株式の併合又は分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前のB種優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)及び累積未払配当金相当額を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、前記の金額を超えては財産の分配は行わない。

(11) 償還請求権

B種優先株主は、償還請求権を行使できない。

(12) 買入消却

当社は、いつでも法令に従ってB種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買受価額により消却することができる。当社が本(12)の定めに従ってB種優先株式を買い受ける場合、他の種類の株式を有する株主は、商法第210条第7項の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第6項の招集通知の記載を要しないものとする。

(13) 強制転換

平成28年3月31日(当該日が営業日でない場合は翌日)までに転換請求のなかったB種優先株式は、その翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、B種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の単純平均値で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該平均値が下限転換価額(但し、(2)(ロ)(b)により調整される。)を下回るときは、B種優先株式の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(14) 上記各項のほか、本要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

※ なお、A種優先株式及びB種優先株式の優先配当金の支払順位及び残余財産の支払順位は同順位とします。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第3回新株予約権

会社法第236条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成19年3月6日発行）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日）
新株予約権の数	700個	680 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	139,442,100株	166,162,505株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり当初50.2円	1株当たり42円
新株予約権の行使期間	自 平成19年3月6日 至 平成21年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株の発行価格 50.2円 1株の資本組入額 25.1円	1株の発行価格 42円 1株の資本組入額 21円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	(注3)

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

139,442,100株（本新株予約権1個につき199,203株（以下「割当株式数」という。））

但し、下記により本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

- (1) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」(3)項又は(4)項の規定に従って、行使金額（「新株予約権の行使時の払込金額」(2)項に定義する。）の調整又は修正を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整・修正前行使金額}}{\text{調整・修正後行使金額}}$$

上記算式における調整・修正前行使金額及び調整・修正後行使金額は、「新株予約権の行使時の払込金額」(3)項に定める調整前行使金額及び調整後行使金額、又は「新株予約権の行使時の払込金額」(4)項に定める修正前行使金額及び修正後行使金額とする。

- (2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「新株予約権の行使時の払込金額」(3)項(ロ)号及び(ニ)号による行使金額の調整に関し、各号に定める調整後行使金額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及び事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」(3)項(ロ)号(d)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

2 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は本新株予約権1個当たり10,000,000円とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの出資金額（以下「行使金額」という。）は、当初50.2円とする。

(3) 行使金額の調整

(イ) 当社は、本新株予約権の発行後、本項(ロ)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使金額調整式」という。）により行使金額を調整する。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(ロ) 行使金額調整式により本新株予約権の行使金額の調整を行う場合及びその調整後の行使金額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 本項(ハ)号(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使金額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使金額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

(c) 本項(ハ)号(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項(ハ)号(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使金額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で請求又は行使されたものとみなして行使金額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(d) 本号(a)ないし(c)の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号(a)ないし(c)の定めにかかわらず、調整後の調整後の行使金額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに行使請求をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使金額} - \text{調整後行使金額}) \times \frac{\text{調整前行使金額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使金額}}}{\text{調整後行使金額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) (a) 行使金額調整式の計算については、円位未満を切り捨てる。

(b) 行使金額調整式で使用する時価は、調整後の行使金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(c) 行使金額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使金額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

また、本項(ロ)号(b)の場合には、行使金額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(d) 行使金額調整式により算出された調整後の行使金額と調整前の行使金額との差額が1円未満にとどまるときは、行使金額の調整は行わない。ただし、次に行使金額の調整を必要とする事由が発生し行使金額を算出する場合は、行使金額調整式中の調整前行使金額に代えて、調整前行使金額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(二) 本項(ロ)号の行使金額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使金額の調整を行う。

(a) 株式の併合、資本金の額の減少、合併、会社分割又は株式交換のために行使金額の調整を必要とするとき。

(b) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使金額の調整を必要とするとき。

(c) 行使金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使金額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(ホ) 本項(イ)号ないし(ロ)号により行使金額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使金額、調整後の行使金額及びその適用の日その他必要な事項を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知する。ただし、本項(ロ)号(d)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(4) 行使金額の修正

(イ) 行使金額は、行使期間中いつでも（以下当該日を「決定日」という。）、決定日の前取引日（当日を含む。）までの株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）がある5取引日の終値の平均値の1円未満を切り上げた金額が、決定日において有効な行使金額（以下「修正前行使金額」という。）を下回る場合、当該金額（以下「修正後行使金額」という。）に修正される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使金額が25円（以下「下限行使金額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後行使金額は下限行使金額とする。

(ロ) 前号により行使金額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前行使金額、修正後行使金額及びその適用の日その他必要な事項を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知する。

3 自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件

(1) 当社は、当社が吸収合併による消滅、又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を取得することができるものとする。

(2) 「新株予約権の行使時の払込金額」(4)項に基づき行使金額が修正され、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」(2)項に基づき割当株式数が調整された結果、当該時点において未行使の本新株予約権にかかる上記調整後の割当株式数の合計と、当該時点において行使済みの本新株予約権の行使請求に際して新たに発行された当社普通株式の累計数との合計が、上限新規発行株式数を超えることとなる場合には、当社は、当該割当株式数の調整があった日に、当該時点において未行使の本新株予約権のうち、上限新規発行株式数を超えることとなる部分の本新株予約権の全部を取得するものとする。なお、当該取得の時点において未行使の本新株予約権を所有する者が複数いる場合、当社は、当該各人が所有する未行使の本新株予約権の個数の比率に応じて、当該各人より未行使の本新株予約権を取得する。

(3) 当社は、前二項による本新株予約権の取得を行う場合、本新株予約権者に対し、本新株予約権の払込金額相当額の金銭を対価として支払うものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年11月19日(注1)	14,508	43,522	507	3,801	507	709
平成18年3月28日(注2)	—	43,522	△3,421	380	—	709
平成18年3月29日(注3)	40,000	83,522	1,000	1,380	1,000	1,709
平成18年3月30日(注4)	10,000	93,522	251	1,631	251	1,960
平成18年6月29日(注5)	—	93,522	—	1,631	△1,260	700
平成18年9月29日(注6)	50	93,572	250	1,881	250	950
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日(注7)	57,239	150,811	1,602	3,483	1,602	2,552

- (注) 1 川岸工業株式会社を割当先とする第三者割当増資 発行価格70円 資本組入額35円
2 平成18年2月24日開催の臨時株主総会における資本減少決議に基づく、欠損てん補のための無償減資であります。
3 サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人を割当先とする第三者割当増資
A種優先株式 発行価格50円 資本組入額25円
4 第1回新株予約権行使(行使数50個)による増加であります。
5 平成18年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を1,260百万円減少し欠損てん補することを決議しております。
6 サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人を割当先とする第三者割当増資
B種優先株式 発行価格10,000円 資本組入額5,000円
7 第1回新株予約権(行使数250個)および第2回新株予約権(行使数50個)行使によるものであります。
8 平成19年4月1日から平成19年5月31日までの間に、第3回新株予約権(行使数20個)行使により、発行済株式総数が4,257千株、資本金が101百万円および資本準備金が101百万円増加しております。
9 平成19年6月28日開催の定時株主総会において、資本準備金を838百万円減少し欠損てん補することを決議しております。

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

(平成19年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	27	42	107	20	11	11,022	11,229	—
所有株式数(単元)	0	11,605	3,376	19,205	1,759	67	74,340	110,352	409,885
所有株式数の割合(%)	0.00	10.52	3.06	17.40	1.59	0.06	67.37	100.00	—

(注) 1 自己株式105,899株は、「個人その他」に105単元、「単元未満株式の状況」に899株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が14単元含まれております。

② A種優先株式

(平成19年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	40,000	—	—	—	40,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ B種優先株式

(平成19年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	50	—	—	—	50	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

① 普通株式

(平成19年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
川岸工業株式会社	東京都港区東新橋1丁目2番13号	14,508	13.09
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	5,370	4.84
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	1,440	1.30
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,364	1.23
中尾 江里	大阪府吹田市	1,026	0.92
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	1,017	0.91
サクラダ・バイアウトファンド 有限責任中間法人	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	950	0.85
興津 典子	大阪府吹田市	941	0.84
サクラダ取引先持株会	千葉県市川市二俣新町2番1番地	786	0.70
新日本製鐵株式會社	東京都千代田区大手町2丁目6番3号	675	0.60
計	—	28,078	25.35

② A種優先株式

(平成19年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サクラダ・ホールディングス有 限責任中間法人	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	40,000	100.00

③ B種優先株式

(平成19年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サクラダ・ホールディングス有 限責任中間法人	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	50	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成19年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000 B種優先株式 50,000	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 105,000	—	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,247,000	110,247	同上
単元未満株式	普通株式 409,885	—	同上
発行済株式総数	150,811,885	—	—
総株主の議決権	—	110,247	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株(議決権14個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式899株が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成19年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サクラダ	千葉県市川市二俣新町 21番地	105,000	—	105,000	0.09
計	—	105,000	—	105,000	0.09

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第221条第6項による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	427	57
当期間における取得自己株式数	—	—

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	10,950	659
当期間における取得自己株式数	1,360	61

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	105,899	—	107,259	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を、最重要課題の一つとして認識しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかしながら、当社グループの主力事業である橋梁業界は、公共事業費の縮減による需給ギャップの拡大に加え、先般の橋梁談合問題による行政処分の影響等により受注獲得競争は熾烈さを増し、受注価格が大幅に下落する等、受注環境は極めて厳しい状況にあります。このため株主配当のための利益を確保するに至らず、誠に遺憾ながら、当期においては無配とさせていただきます。

このような状況下において、株主の皆様のご期待に応えるためには、第一に資本充実を図り、強固な経営基盤を確立することが、当社に課せられた命題であると認識しております。

今後は、株主の皆様のご期待にお応えし、市場の評価を得るべく、一日も早い復配のため全社一丸となって取り組んでまいります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第134期	第135期	第136期	第137期	第138期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	92	183	227	214	146
最低(円)	58	70	119	107	38

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	66	61	50	70	66	58
最低(円)	51	45	38	42	53	50

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役) 執行役員	営業本部長	曾田 弘道	昭和19年2月8日生	昭和43年4月 日本鋼管株式会社入社 平成14年4月 同社総合エンジニアリング事業部 鋼構造本部参与 平成18年4月 当社入社、顧問 平成18年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成19年4月 当社代表取締役社長執行役員 営業本部長 (現任)	(注) 2	—
常務取締役 常務執行役員	営業本部副 本部長・営業 技術室 長・工事部 担当	山本 潤	昭和22年1月16日生	昭和45年4月 当社入社 平成14年3月 当社生産本部副本部長兼市川工場 長 平成14年6月 当社取締役生産本部長 平成15年6月 当社取締役執行役員生産本部長 平成17年10月 当社代表取締役常務常務執行役員 生産本部長 平成18年4月 当社代表取締役常務常務執行役員 営業管理部・営業部・管理部・工 事部担当 平成18年6月 当社常務取締役常務執行役員 営業管理部・営業部・管理部・工 事部担当 平成19年4月 当社常務取締役常務執行役員 営業本部副本部長・営業技術室 長・工事部担当(現任)	(注) 2	17
取締役 執行役員	市川工場長	利守 尚久	昭和29年5月1日生	昭和55年4月 当社入社 平成10年4月 当社市川工場技術部長 平成13年4月 当社橋梁営業本部営業管理室長 平成14年3月 当社生産本市川工場製造部長 平成17年4月 当社生産本部副本部長兼製造部長 平成18年4月 当社執行役員市川工場長 平成18年6月 当社取締役執行役員市川工場長 (現任)	(注) 2	7
取締役 執行役員	業務部長兼 関連事業部長	小林 秀明	昭和29年10月10日生	昭和53年4月 当社入社 平成11年6月 当社管理本部経理部長 平成14年4月 当社生産本部収益管理室長 平成18年3月 ㈱エスピーオー代表取締役社長 (現任) 平成18年4月 当社執行役員業務部長兼関連事業 部長 平成18年6月 当社取締役執行役員業務部長兼関 連事業部長(現任)	(注) 2	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役		川 岸 隆 一	昭和16年1月24日生	昭和54年12月 平成5年12月 平成8年12月 平成13年10月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月	川岸工業㈱取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長(現任) 川岸プランニング㈱代表取締役社長 当社取締役 当社特別顧問 当社取締役(現任)	(注) 2	—	
常勤監査役		小 倉 謙 一	昭和24年6月16日生	昭和49年4月 平成11年1月 平成16年6月 平成18年3月 平成18年4月 平成18年6月	当社入社 当社総務部長 当社執行役員総務部長 ㈱エスピーオー監査役(現任) 当社執行役員法務担当 当社常勤監査役(現任)	(注) 3	10	
監査役		安 念 満	昭和17年8月11日生	平成4年6月 平成7年5月 平成10年4月 平成11年3月 平成14年10月 平成16年10月 平成17年6月 平成17年6月	㈱富士銀行取締役名古屋支店長 同行常務取締役 同行専務取締役グローバルコーポレートグループ長 日本橋興業㈱代表取締役社長 ㈱富士総合研究所代表取締役社長 みずほ情報総研㈱代表取締役社長 日本金属㈱監査役(現任) 当社監査役(現任)	(注) 4	—	
監査役		俵 谷 利 幸	大正15年9月2日生	昭和59年11月 昭和63年7月 平成元年10月 平成8年4月 平成12年4月 平成18年6月	法務省保護局長 仙台高等検察庁検事長 弁護士登録、法律事務所開設(現任) 更生保護法人日本更生保護協会理事(現任) 学校法人東京福祉大学監事(現任) 当社監査役(現任)	(注) 5	—	
計								41

- (注) 1 監査役 安念満および俵谷利幸の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 常勤監査役 小倉謙一氏の任期は平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役 安念満氏の任期は平成17年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役 俵谷利幸氏の任期は平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は業務執行者を明確にしてより効率的な経営の実現を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。
取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	品質・安全管理室長	増 田 隆
執行役員	市川工場設計担当・品質システム部担当	阪 本 謙 二
執行役員	業務部経理担当部長	足 立 薫 彦

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経営環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性・透明性を高めることを最重要課題の一つとして位置付けております。

その実現のために、決議機関・組織・規定等を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

1 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

(1) 会社の機関の内容(平成19年3月31日現在)

①当社は監査役制度を採用しております。

②監査役会は、監査役3名(常勤1名、非常勤2名)で構成され、監査役会の監査方針及び監査計画により、監査を実施しております。監査役は取締役会への出席の他、必要に応じて重要な社内会議へも出席し、取締役の業務遂行を監査すると共に、取締役及び従業員に対し職務の実行状況を聴取できることとなっております。なお監査役の内2名は社外監査役であります。

また、会計監査人とは必要に応じ情報を共有し、監査の充実を図っております。

③意思決定機関である取締役会は5名の取締役により構成され、毎月1回以上開催し、経営の基本方針に基づいて重要事項に関する決議を行うと共に、適正な運営に必要な監督を行っております。

なお当社定款において、取締役は20名以内とすること及び、取締役は、株主総会において選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うことを定めております。

この他、経営に関する会議として、取締役社長を中心に協議することを目的とし、取締役及び執行役員の中より取締役社長が任命した者をもって構成する経営会議を、毎月1回以上開催し、経営全般に関する主要事項に関し協議を行っております。また、当社は取締役を少人数化することで取締役会での意思決定のスピード化を実現しておりますが、業務執行者を明確にすることでより効率的な経営の実現を図るために、執行役員制度を採用し、取締役兼務の4名に加え、3名の執行役員が就任しております。執行役員は、取締役会の経営方針等を受け、各担当業務を執行しております。

なお予算の執行状況及び重点施策の実施状況、予算及び重点施策達成のための課題と対応策の明確化及びその実施状況を報告、審議し、予算及び重点施策達成の実現性を高めることを目的とし、取締役社長及び執行役員による執行役員会議を、毎月1回以上開催しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は公共事業である橋梁の専門メーカーとして、社会に貢献する使命を担っていると認識しております。しかしながら先般の談合問題に関しましてはその使命を果たすことができず、関係各位に多大なご負担とご迷惑をおかけ致しましたことをお詫び申し上げますと共に、今後は、内部統制システムの充実に全力をあげる所存です。

①内部統制システムにおきましては、法令等を遵守することで企業の不祥事を廃し、企業価値を高めるために業務執行をより効率よく行う制度を構築する必要があると認識しております。その重要な要素となるコンプライアンス体制の充実を図るため、平成17年度に内部監査の専任部署である監査室を設置致しました(現在2名所属)。また当社の顧問弁護士をコンプライアンス委員会の顧問とし、コンプライアンス活動の推進に対し法律の専門家の助言指導を得られる体制を取っております。さらに企業倫理通報制度を構築し、監査室を社内窓口、顧問弁護士事務所を社外窓口としております。顧問弁護士には法令遵守に関する講習会をお願いし、またコンプライアンスマニュアルの再整備を行い全社員に配布を行う等、全社をあげて法令遵守の徹底に取り組んでおります。

②業務執行におきましてはその効率化を図るため、取締役を少人数化し迅速な意思決定を図ってお

り、また執行役員制度を採用することにより適切な業務執行を行う体制を構築しております。日常の業務におきましては「職務権限規定」「業務分掌規定」等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する体制を構築しております。

③公認会計士監査は、仲井公認会計士事務所、松下公認会計士事務所と監査契約を締結しており、適時適正な監査を受けております。

④顧問弁護士は、東京八丁堀法律事務所他と顧問契約を締結しており、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けております。なお同法律事務所には、当社のコンプライアンス委員会の顧問及び企業倫理通報制度の社外窓口をお願いし、コンプライアンス体制の充実に努めております。

2 リスク管理体制の整備の状況

リスク管理におきましては「危機管理規定」を定めており、今後はその充実に努めてまいります。また、情報の管理におきましては「重要文書保存規定」を定めており、適切な保存・管理を行っております。

3 役員報酬の内容

(1) 取締役および監査役に支払った報酬

取締役	6名	29百万円	
監査役	5名	13百万円	(うち社外監査役 3名 8百万円)

(注) 当期中の退任取締役1名及び退任監査役2名に対する報酬を含んでおります。

(2) 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額

取締役	2名	9百万円
-----	----	------

4 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	14百万円
---------------------------	-------

(注) 上記以外の業務に基づく報酬はありません。

- 5 社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
 社外取締役は選任しておりませんので、該当事項はありません。
 社外監査役との間には、該当事項はありません。

6 会計監査の状況

- (1) 業務を執行した公認会計士の氏名および提出会社に係る継続監査年数

事務所名	氏名	継続監査年数
仲井公認会計士事務所	仲井 良治	28年
松下公認会計士事務所	松下 素久	21年

- (2) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

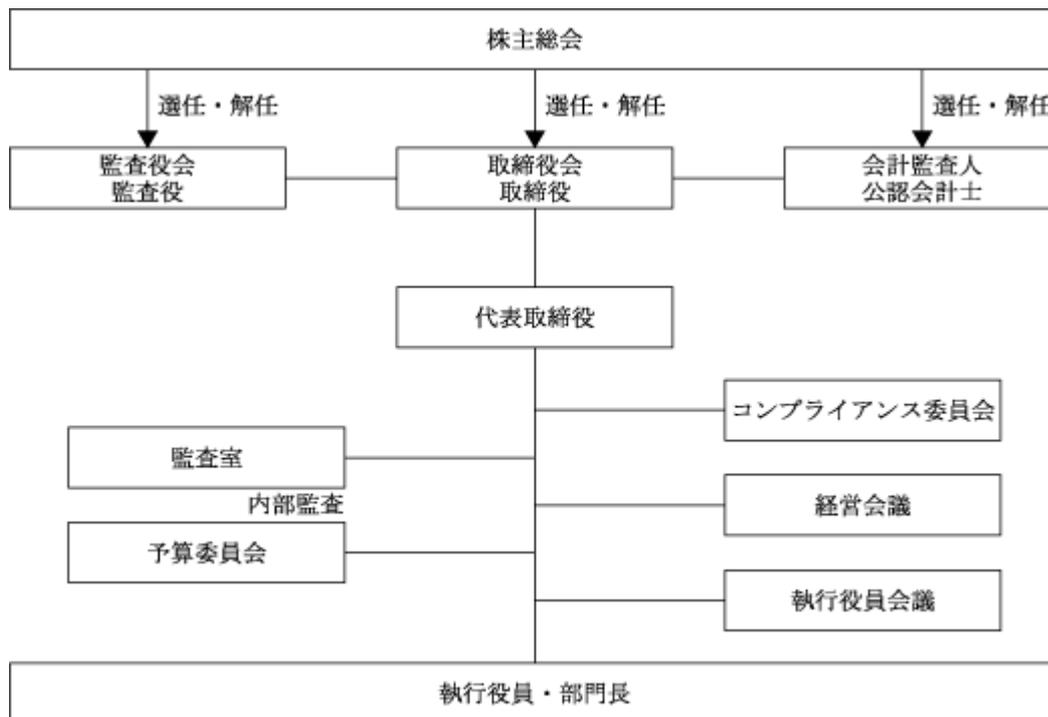
- (3) 審査体制

公認会計士1名が所属している共同事務所の公認会計士から審査を受けております。

7 自己の株式の取得

当社定款において、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができることを定めております。

当社の経営組織およびコーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

なお、前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則及び建設業法施行規則に基づき、当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則及び建設業法施行規則に基づいて作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)及び当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、公認会計士仲井良治、同松下素久の両氏により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当連結会計年度 (平成19年3月31日)		構成比 (%)
		金額(百万円)		
(資産の部)				
I 流動資産				
現金預金			1,635	
受取手形及び 完成工事未収入金等	※3		1,713	
未成工事支出金			1,051	
その他			194	
貸倒引当金			△ 103	
流動資産合計			4,492	32.7
II 固定資産				
1 有形固定資産				
建物及び構築物	※2	3,639		
減価償却累計額		2,570	1,069	
機械装置及び運搬具	※2	3,265		
減価償却累計額		3,020	245	
工具器具及び備品		228		
減価償却累計額		212	15	
土地	※2		4,301	
建設仮勘定			0	
有形固定資産合計			5,632	(41.1)
2 無形固定資産				
施設利用権			0	
無形固定資産合計			0	(0.0)
3 投資その他の資産				
投資有価証券	※1		3,571	
その他	※2		26	
投資その他の資産合計			3,597	(26.2)
固定資産合計			9,229	67.3
資産合計			13,722	100.0

		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債				
支払手形及び工事未払金等	※3		1,379	
短期借入金	※2		1,200	
未成工事受入金			855	
賞与引当金			51	
工事損失引当金			571	
訴訟等損失引当金			416	
その他			132	
流動負債合計			4,607	(33.6)
II 固定負債				
長期借入金	※2		3,259	
退職給付引当金			769	
その他			20	
固定負債合計			4,049	(29.5)
負債合計			8,656	63.1
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金			3,483	(25.4)
2 資本剰余金			2,552	(18.6)
3 利益剰余金			△1,028	(△7.5)
4 自己株式			△12	(△0.1)
株主資本合計			4,996	36.4
II 新株予約権			70	0.5
純資産合計			5,066	36.9
負債純資産合計			13,722	100.0

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		百分比 (%)
		金額(百万円)		
I 売上高				
完成工事高		5,601	5,601	100.0
II 売上原価				
完成工事原価	※1	5,656	5,656	101.0
売上総損失			54	△1.0
III 販売費及び一般管理費	※1			
役員報酬		43		
従業員給料手当		165		
退職給付費用		16		
法定福利費		25		
福利厚生費		13		
修繕維持費		8		
事務用品費		7		
通信交通費		34		
調査研究費		15		
広告宣伝費		3		
交際費		7		
地代家賃		10		
租税公課		24		
保険料		2		
手数料		64		
貸倒引当金繰入額		101		
雑費		28	574	10.2
営業損失			629	△11.2
IV 営業外収益				
受取利息配当金		1		
その他		14	15	0.3
V 営業外費用				
支払利息		75		
投資損失		162		
株式交付費		70		
その他		20	330	5.9
経常損失			943	△16.8

		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)
VI 特別利益				
投資有価証券売却益		1		
その他		1	2	0.1
VII 特別損失				
固定資産除却損	※2	6		
訴訟等損失		67		
その他		3	76	1.4
税金等調整前 当期純損失			1,017	△18.2
法人税、住民税 及び事業税			11	0.2
当期純損失			1,028	△18.4

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

※ 連結財務諸表作成初年度であるため、平成18年3月31日残高については、期首の内容を記載しております。

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	1,631	1,960	△1,260	△11	2,319
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,852	1,852			3,705
欠損てん補		△1,260	1,260		-
連結範囲の変動			△0		△0
当期純損失			△1,028		△1,028
自己株式の取得				△0	△0
新株予約権の発行					-
新株予約権の行使					-
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,852	592	231	△0	2,676
平成19年3月31日残高(百万円)	3,483	2,552	△1,028	△12	4,996

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	11	2,330
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		3,705
欠損てん補		-
連結範囲の変動		△0
当期純損失		△1,028
自己株式の取得		△0
新株予約権の発行	70	70
新株予約権の行使	△11	△11
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	59	2,735
平成19年3月31日残高(百万円)	70	5,066

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失		△1,017
減価償却費		77
損失引当金の減少額		△515
貸倒引当金の増加額		101
退職給付引当金の減少額		△56
賞与引当金の減少額		△3
支払利息		75
固定資産売却除却損		6
投資損失		162
売上債権等の減少額		1,390
未成工事支出金等の増加額		△308
仕入債務の減少額		△432
未払消費税等の増加額		13
その他		△10
小計		△516
利息の支払額		△77
法人税等の支払額		△21
その他		1
営業活動によるキャッシュ・フロー		△614
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出		△30
固定資産の除却による支出		△1
投資有価証券の取得による支出		△3,584
投資有価証券の売却による収入		3
その他		22
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,590
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金純減少額		△300
長期借入金の返済による支出		△10
新株予約権発行による収入		70
株式の発行による収入		3,694
その他		△0
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,453
IV 現金及び現金同等物の減少額		△750
V 現金及び現金同等物の期首残高		2,376
VI 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		10
VII 現金及び現金同等物の期末残高		1,635

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社数（1社） （株）エスピーオー</p> <p>(2)非連結子会社名（1社） （株）サクラドライブ</p> <p>連結の範囲から除いた理由 非連結子会社1社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用しない非連結子会社名 （株）サクラドライブ</p> <p>(2) 持分法を適用しない関連会社名 （株）トーヨーテクニカ</p> <p>持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>a その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② たな卸資産</p> <p>a 未成工事支出金 個別法による原価法によっております。</p> <p>b 材料貯蔵品 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。</p>

項目	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>③ 工事損失引当金 受注工事の将来の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。</p> <p>④ 訴訟等損失引当金 係争中の訴訟等に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき合理的に見積もった損失負担見込額を計上しております。</p> <p>⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における自己都合要支給見込額（簡便法）に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 完成工事高の計上基準 完成工事高の計上基準は、原則として完成基準を採用しておりますが、工期が1年を超え、かつ、請負金額が1億円以上の工事については、工事進行基準を採用しております。</p> <p>工事進行基準による完成工事高 4,211百万円 工事進行基準による完成工事原価 4,310百万円</p> <p>② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税は、税抜方式により処理しております。</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法によっております。
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
※1	このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 34百万円
※2	担保に供している資産
	(1) 担保提供資産
	有形固定資産
	建物 614百万円
	構築物 428 "
	機械装置 169 "
	土地 4,269 "
	その他 8 "
	合計 5,489 "
	上記有形固定資産のうち工場財団抵当に供している資産
	建物 614百万円
	構築物 428 "
	機械装置 169 "
	土地 268 "
	合計 1,481 "
	(2) 担保に対応する債務
	短期借入金 1,200百万円
	長期借入金 3,259 "
	合計 4,459 "
	上記のうち工場財団に対応する債務
	短期借入金 * 1,200百万円
	長期借入金 * 3,259 "
	合計 4,459 "
	なお、*の債務には、共同担保が設定してある債務を含んでおります。
※3	連結会計年度末日満期手形の会計処理 連結会計年度末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。
	受取手形 2百万円
	支払手形 97 "

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
※1	一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 22百万円
※2	固定資産除却損の主な内訳 機械装置及び運搬具 5百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

※ 連結財務諸表作成初年度であるため、前連結会計年度末については、期首の内容を記載していません。

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	53,522,335	57,239,550	—	110,761,885
A種優先株式(株)	40,000,000	—	—	40,000,000
B種優先株式(株)	—	50,000	—	50,000
合計	93,522,335	57,289,550	—	150,811,885

(注) 普通株式の増加は新株予約権の行使によるものであり、B種優先株式の増加は新株の発行によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	94,522	11,377	—	105,899

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第3回新株予約権	普通株式	—	139,442,100	—	139,442,100	70

(注) 1 目的となる株式の数は、新株予約権が当初行使金額により全個行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 第3回新株予約権の当連結会計年度における行使はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金預金	1,635百万円
現金及び現金同等物	1,635百万円

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具器具 及び備品	59	41	13	5
その他	72	48	14	8
合計	131	90	28	13
(注) 取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いとため、支払利子込み法により算定しております。				
② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高未経過リース料期末残高相当額				
1年内			22	百万円
1年超			19	〃
合計			41	〃
リース資産減損勘定期末残高			13	百万円
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いとため、支払利子込み法により算定しております。				
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失				
支払リース料			26	百万円
リース資産減損勘定の取崩額			9	〃
減価償却費相当額			26	〃
減損損失			—	〃
④ 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				

(有価証券関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
① 非上場株式	149
② 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	3,421
計	3,571

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社グループの退職給付制度は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しており、退職給付額の55%相当分を適格退職年金制度に外部拠出しております。

2 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	△807百万円
(2) 年金資産	38百万円
(3) 退職給付引当金 (1) - (2)	△769百万円

(注) 当社グループは、退職給付債務の算定については簡便法を採用しており、期末自己都合要支給額の全額を退職給付債務としております。

3 退職給付費用に関する事項

退職給付費用	
勤務費用	62百万円

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

税効果会計は適用しておりますが税効果が認められないため、当連結会計年度においては繰延税金資産は最終計上に至っておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社グループは、鋼構造物（橋梁およびその他の鉄構物）の設計、製作、組立、据付、販売ならびに投資事業を主な事業としておりますが、全セグメントの売上高の合計、営業損失の合計額に占める鋼構造物のセグメントの割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高はないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	川岸工業(株)	東京都港区	955	鉄骨・橋梁等鋼構造物の設計、製作および現場施工	(被所有)13.1	兼任1名	資本・業務提携	橋梁の加工外注	5	工事未払金	3
								橋梁の加工受注	27	完成工事未収入金	-

(注) 1 取引金額には消費税等が含まれず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針

取引毎に市場価格等を参考にして、協議のうえ決定しております。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	45円15銭
1株当たり当期純損失	9円82銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。	
(1株当たり純資産額の算定上の基礎)	
連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	5,066百万円
普通株式に係る純資産額	4,996百万円
差額の内訳	
新株予約権	70百万円
普通株式の発行済株式数	110,761,885株
普通株式の自己株式	105,899株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	110,655,986株
(1株当たり当期純損失の算定上の基礎)	
連結損益計算書上の当期純損失	1,028百万円
普通株式に係る当期純損失	1,028百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式の期中平均株式数	104,725,377株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式数の概要	
(優先株式)	
A種優先株式	(40,000,000株 発行総額 2,000百万円)
B種優先株式	(50,000株 発行総額 500百万円)
(新株予約権)	
第3回新株予約権	(700個 普通株式 139,442,100株)

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 第3回新株予約権の行使について

当期終了後、平成19年4月1日から平成19年5月31日までに、第3回新株予約権の行使が行われました。

区 分	株式の種類	発行する株式の数	行使金額	発行総額	発行価格のうち資本へ組入れる額	資金使途
平成19年4月12日	普通株式	996千株	50.2円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年4月20日	普通株式	1,063千株	47円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年4月25日	普通株式	1,086千株	46円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年5月14日	普通株式	1,111千株	45円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金

(注) 本新株予約権の目的となる株式の数は当初139,442,100株(本新株予約権1個につき199,203株 行使に際して払込をすべき金額は普通株式1株あたり50.2円)となっておりましたが、行使金額の修正条項により行使金額が記載のとおり修正され、本新株予約権の目的となる株式の数も修正されております。

2. 釜屋化学工業の第三者割当増資について

平成19年4月27日開催の当社取締役会において、第2号投資案件である「釜屋化学工業㈱の第三者割当増資引受」に関し、釜屋化学工業㈱と、当社100%子会社の㈱エスピーオーが単独で匿名組合出資する匿名組合の営業者であるオリオン・キャピタル・マネージメント㈱との間におけるスポンサー契約書の締結について承認いたしました。

当社の本件投資の実施は、釜屋化学工業㈱の取引先金融機関を含む関係当事者間において事業計画の内容が合意され、かつ、当該事業計画の内容として取引先金融機関からの合理的な支援が得られることを前提としております。

釜屋化学工業㈱は、上記スポンサー契約締結に基づき、平成19年4月28日に、本件投資の前提の一つであります既存資本の100%減資、並びに第三者割当増資を実施するための臨時株主総会を開催いたしました。株主の承認が得られませんでした。また、平成19年5月24日に、東京地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立を行いました。

このような事態を受け、当社として本件投資に関する最終的な判断を行うため、関係当事者間で協議を進めてまいりましたが、スポンサー契約の払込期日である平成19年6月29日までに本件投資スキームで増資引受を実施することは時間的に不可能であり、同日の経過をもってスポンサー契約の効力を失うこととなります。

3. 取引先の民事再生手続開始の申立について

当社の取引先である株式会社コミヤマ工業が、平成19年5月18日に甲府地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じたことから、今後発生が見込まれる損失額について、平成19年3月期計上資産に対して102百万円の引当金を追加計上いたしました。

また、平成20年3月期の業績に与える影響額については30百万円を見込んでおります。

⑤【連結附属明細表】

※ 連結財務諸表作成初年度であるため、前期末残高については、期首の内容を記載しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,500	1,200	1.87	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
短期借入金計	1,500	1,200	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,270	3,259	2.18	平成21年3月31日
合計	4,770	4,459	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,259	—	—	—

【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
現金預金			2,376		1,592
受取手形	※5		101		93
完成工事未収入金			2,520		1,620
未成工事支出金			747		1,051
その他			81		194
貸倒引当金			△1		△103
流動資産合計			5,825	49.3	4,449
32.0					
II 固定資産					
(1) 有形固定資産					
建物	※1	2,136		2,141	
減価償却累計額		1,491	644	1,521	620
構築物	※1	1,492		1,497	
減価償却累計額		1,023	469	1,048	449
機械及び装置	※1	3,275		3,191	
減価償却累計額		3,018	256	2,946	244
車両及び運搬具		74		74	
減価償却累計額		73	0	73	0
工具器具及び備品		222		228	
減価償却累計額		211	10	212	15
土地	※1		4,301		4,301
建設仮勘定			—		0
有形固定資産合計			5,683	(48.1)	5,632
(2) 無形固定資産					
施設利用権			0		0
無形固定資産合計			0	(0.0)	0
(0.0)					

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(3) 投資その他の資産					
投資有価証券			118		115
関係会社株式			44		3,680
出資金	※1		26		8
従業員長期貸付金			1		0
長期前払費用			4		10
その他			105		7
貸倒引当金			△0		—
投資その他の資産合計			299	(2.6)	3,822
固定資産合計			5,983	50.7	9,455
資産合計			11,808	100.0	13,904
(負債の部)					
I 流動負債					
支払手形	※2,5		587		730
工事未払金	※2		461		649
短期借入金	※1		1,500		1,200
未払法人税等			18		19
未成工事受入金			372		855
未払費用			827		63
賞与引当金			55		51
工事損失引当金			500		571
訴訟等損失引当金			1,003		416
その他			22		41
流動負債合計			5,346	(45.3)	4,599

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
II 固定負債					
長期借入金	※1	3,270		3,259	
退職給付引当金		825		769	
リース資産減損勘定		34		20	
新株予約権		11		—	
固定負債合計		4,141	(35.1)	4,049	(29.1)
負債合計		9,488	80.4	8,648	62.2
(資本の部)					
I 資本金	※3	1,631	(13.8)	—	(—)
II 資本剰余金					
資本準備金		1,960		—	
資本剰余金合計		1,960	(16.6)	—	(—)
III 利益剰余金					
当期末処理損失		1,260		—	
利益剰余金合計		△1,260	(△10.7)	—	(—)
IV 自己株式	※4	△11	(△0.1)	—	(—)
資本合計		2,319	19.6	—	—
負債・資本合計		11,808	100.0	—	—
(純資産の部)					
I 株主資本					
資本金				3,483	(25.0)
資本剰余金					
資本準備金				2,552	
資本剰余金合計				2,552	(18.4)
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金				△838	
利益剰余金合計				△838	(△6.0)
自己株式				△12	(△0.1)
株主資本合計				5,186	(37.3)
II 新株予約権				70	(0.5)
純資産合計				5,256	37.8
負債純資産合計				13,904	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 売上高							
完成工事高		7,120	7,120	100.0	5,601	5,601	100.0
II 売上原価							
完成工事原価	※1	6,847	6,847	96.2	5,656	5,656	101.0
完成工事総利益又は 完成工事総損失(△)			273	3.8		△54	△1.0
III 販売費及び一般管理費	※1						
役員報酬		38			43		
従業員給料手当		378			165		
退職給付費用		67			16		
法定福利費		55			25		
福利厚生費		28			13		
修繕維持費		11			8		
事務用品費		8			7		
通信交通費		74			34		
動力用水光熱費		6			0		
調査研究費		24			15		
広告宣伝費		0			3		
交際費		8			7		
寄付金		2			0		
地代家賃		31			10		
減価償却費		0			0		
租税公課		30			17		
保険料		2			2		
手数料		68			63		
貸倒引当金繰入額		—			101		
雑費		41	880	12.3	27	566	10.1
営業損失			606	△8.5		621	△11.1

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
IV 営業外収益					
受取利息配当金		7		1	
役員退職積立保険給付金		112		—	
賃貸固定資産収入		28		0	
その他		21	169	13	15
			2.4		0.3
V 営業外費用					
支払利息		387		75	
株式交付費		—		52	
その他		70	458	20	149
			6.5		2.7
経常損失			895		754
			△12.6		△13.5
VI 特別利益					
固定資産売却益	※2	28		—	
投資有価証券売却益		98		1	
債務免除益		8,727		—	
その他		8	8,863	1	2
			124.5		0.1
VII 特別損失					
固定資産除却損	※3	8		6	
金利スワップ解約損		92		—	
ゴルフ会員権評価損		32		1	
減損損失	※4	9,661		—	
訴訟等損失		1,253		67	
匿名組合等投資損失		554		—	
役員退職慰労金		14		—	
特別退職金		571		—	
退職給付債務算定方法 変更による償却		376		—	
事業再構築費用		212		—	
その他		18	12,794	1	76
			179.7		1.4
税引前当期純損失			4,826		827
			△67.8		△14.8
法人税、住民税 及び事業税			19		10
			0.3		0.2
当期純損失			4,846		838
			△68.1		△15.0
前期繰越利益			164		—
資本金減少による 欠損填補額			3,421		—
当期末処理損失			1,260		—

完成工事原価報告書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費		1,502	22.0	1,599	28.3
II 労務費		97	1.4	55	1.0
III 外注費		3,095	45.2	2,555	45.2
IV 経費		1,651	24.1	1,373	24.3
(うち人件費)		(729)	(10.7)	(537)	(9.5)
V 工事損失引当金繰入額		500	7.3	71	1.2
完成工事原価		6,847	100.0	5,656	100.0

(脚注)

前事業年度	当事業年度
<p>原価計算の方法</p> <p>当社は原価を費目別、部門別、工事別に1か月を単位とした個別原価計算を採用しております。</p> <p>材料費は、実際消費量を算出して移動平均価格によっており、労務費は実際支出額により、また、製造間接費は直接作業時間を基礎として配賦する計算方式を採用しております。</p>	<p>原価計算の方法</p> <p>同左</p>

③ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,631	1,960	△1,260	△11	2,319
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,852	1,852			3,705
欠損てん補		△1,260	1,260		—
当期純損失			△838		△838
自己株式の取得				△0	△0
新株予約権の発行					—
新株予約権の行使					—
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,852	592	421	△0	2,867
平成19年3月31日残高(百万円)	3,483	2,552	△838	△12	5,186

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	11	2,330
事業年度中の変動額		
新株の発行		3,705
欠損てん補		—
当期純損失		△838
自己株式の取得		△0
新株予約権の発行	70	70
新株予約権の行使	△11	△11
事業年度中の変動額合計(百万円)	59	2,926
平成19年3月31日残高(百万円)	70	5,256

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

※ 当期より連結財務諸表を作成しているため、当連結会計年度については連結財務諸表に記載しております。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失		△4,826
減価償却費		76
減損損失		9,661
債務免除益		△8,727
退職給付引当金の減少額		△440
賞与引当金の減少額		△45
工事損失引当金の増加額		500
受取利息配当金		△7
支払利息		387
固定資産売却却損益		△20
投資有価証券売却益		△98
ゴルフ会員権評価損		32
匿名組合等投資損失		554
訴訟等損失		1,253
金利スワップ解約損		92
事業再構築費用		212
特別退職金		571
退職給付債務算定方法変更による償却		376
売上債権等の減少額		1,235
未成工事支出金等の増加額		△256
仕入債務の減少額		△1,068
未払消費税等の減少額		△1
その他		145
小計		△394
利息及び配当金の受取額		7
利息の支払額		△359
特別退職金の支払額		△6
法人税等の支払額		△44
営業活動によるキャッシュ・フロー		△798
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出		△29
固定資産の売却による収入		746
投資有価証券の売却による収入		138
投資有価証券の取得		△10
その他		178
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,023
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金純増加額		2,914
長期借入金の返済による支出		△3,952
株式発行による収入		2,502
その他		△4
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,459
IV 現金及び現金同等物の増加額		1,684
V 現金及び現金同等物の期首残高		691
VI 現金及び現金同等物の期末残高		2,376

⑤ 【損失処理計算書】

株主総会承認年月日		前事業年度 (平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 当期末処理損失			1,260
II 損失処理額 資本準備金取崩額		1,260	1,260
III 次期繰越損失			—

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、当中間期において経営環境の著しい悪化等により、当社の製作拠点である市川事業所及び八街製品ヤードについても減損損失を認識するに至り、9,661百万円の減損損失を計上したこと等により7,391百万円の債務超過となり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりました。当社は当該状況を解消すべく、厳しい経営環境において、企業としての運営を継続していくための強固な収益基盤の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、平成17年11月16日に策定した「事業再生計画」に基づき、取引金融機関による総額8,727百万円の債権放棄の応諾、平成18年2月24日に開催された臨時株主総会において承認決議された資本減少による欠損填補、第三者割当によるA種優先株式20億円の発行等により、当中間期の債務超過は解消することができました。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの 期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>② 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっておりましたが、当期末までに全て清算しております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの _____</p> <p>② 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ</p> <p>金利スワップ契約については、特例処理の要件を満たしておりますので、その金銭の受払の純額を金利交換の対象となる負債に係る利息に加減して処理しておりましたが、当期末までに全て解約しております。</p>	<p>デリバティブ _____</p>
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>たな卸資産</p> <p>(1) 未成工事支出金 個別法による原価法によっております。</p> <p>(2) 材料貯蔵品 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>たな卸資産</p> <p>(1) 未成工事支出金 同左</p> <p>(2) 材料貯蔵品 同左</p>
4 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費等 支払時に全額費用処理しております。 (追加情報) 従来、新株発行費等については、商法施行規則に規定する3年以内で均等償却しておりましたが、当期より支出時に全額費用処理する方法に変更いたしました。この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>株式交付費 支払時に全額費用処理しております。</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>_____</p>
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 完成工事補償引当金 _____</p> <p>(追加情報) 完成工事引渡後の瑕疵に対する補償費用に備えるため、過年度の実績を基礎に見込額を計上していましたが、過去に発生した補償費は僅少で重要性に乏しく、今後も同等の傾向で推移するものと推測されるため、当期より引当金の計上を廃止しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) 工事損失引当金 受注工事の将来の損失に備えるため、当期末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。</p> <p>(5) 訴訟等損失引当金 係争中の訴訟等に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき合理的に見積もった損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>_____</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 工事損失引当金 同左</p> <p>(4) 訴訟等損失引当金 同左</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額(簡便法)に基づき計上しております。 (追加情報) 平成17年12月の希望退職者の募集に伴い大量退職者が生じたため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 なお、大量退職により減少した会計基準変更時差異の費用処理額等(571百万円)については、特別損失の「特別退職金」として表示しております。	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額(簡便法)に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	—————
9 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 完成工事高の計上基準 原則として完成基準を採用しておりますが、工期が1年を超え、かつ、請負金額が1億円以上の工事については、工事進行基準を採用しております。 進行基準による 完成工事高 4,411百万円 進行基準による 完成工事原価 4,101百万円 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税は税抜方式により処理しております。	(1) 完成工事高の計上基準 同左 工事進行基準による 完成工事高 4,211百万円 工事進行基準による 完成工事原価 4,310百万円 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これにより税引前当期純損失が9,661百万円増加しております。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(退職給付引当金の計上基準) 退職給付引当金の計上基準は、従来原則法を採用していましたが、当期に実施した希望退職者募集に伴い、大量退職者が生じ従業員数が著しく減少したことにより、退職給付債務について合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難になってきたため、当期末より簡便法(自己都合要支給額)に変更しております。 これにより、従来の方法(「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)の適用)によった場合に比較して、税引前当期純損失が376百万円増加しております。</p>	
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来「資本の部」の合計に相当する金額は、5,186百万円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示していた「新株発行費」(前事業年度27百万円)は、当事業年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで、「その他流動負債」に含めて表示しておりました「未払費用」(前事業年度98百万円)は、負債及び資本の合計額の1/100を超えたため、当事業年度より区分掲記することとしました。	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																																																																				
<p>※1 担保に供している資産</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <p>有形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">640百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">447 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">186 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">4,269 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">出資金</td> <td style="text-align: right;">8 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">5,551 "</td> </tr> </table> <p>上記有形固定資産のうち工場財 団抵当に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">640百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">447 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">186 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">268 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,542 "</td> </tr> </table> <p>(2) 担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,270 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">4,770 "</td> </tr> </table> <p>上記のうち工場財団抵当に対応 する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">* 1,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">* 3,270 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">4,770 "</td> </tr> </table> <p>なお、*の債務には、共同担保が設定してある 債務を含んでおります。</p>	建物	640百万円	構築物	447 "	機械及び装置	186 "	土地	4,269 "	出資金	8 "	合計	5,551 "	建物	640百万円	構築物	447 "	機械及び装置	186 "	土地	268 "	合計	1,542 "	短期借入金	1,500百万円	長期借入金	3,270 "	合計	4,770 "	短期借入金	* 1,500百万円	長期借入金	* 3,270 "	合計	4,770 "	<p>※1 担保に供している資産</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <p>有形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">614百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">428 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">169 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">4,269 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">出資金</td> <td style="text-align: right;">8 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">5,489 "</td> </tr> </table> <p>上記有形固定資産のうち工場財 団抵当に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">614百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">428 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">169 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">268 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,481 "</td> </tr> </table> <p>(2) 担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,200百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,259 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">4,459 "</td> </tr> </table> <p>上記のうち工場財団抵当に対応 する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">* 1,200百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">* 3,259 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">4,459 "</td> </tr> </table> <p>なお、*の債務には、共同担保が設定してある 債務を含んでおります。</p>	建物	614百万円	構築物	428 "	機械及び装置	169 "	土地	4,269 "	出資金	8 "	合計	5,489 "	建物	614百万円	構築物	428 "	機械及び装置	169 "	土地	268 "	合計	1,481 "	短期借入金	1,200百万円	長期借入金	3,259 "	合計	4,459 "	短期借入金	* 1,200百万円	長期借入金	* 3,259 "	合計	4,459 "
建物	640百万円																																																																				
構築物	447 "																																																																				
機械及び装置	186 "																																																																				
土地	4,269 "																																																																				
出資金	8 "																																																																				
合計	5,551 "																																																																				
建物	640百万円																																																																				
構築物	447 "																																																																				
機械及び装置	186 "																																																																				
土地	268 "																																																																				
合計	1,542 "																																																																				
短期借入金	1,500百万円																																																																				
長期借入金	3,270 "																																																																				
合計	4,770 "																																																																				
短期借入金	* 1,500百万円																																																																				
長期借入金	* 3,270 "																																																																				
合計	4,770 "																																																																				
建物	614百万円																																																																				
構築物	428 "																																																																				
機械及び装置	169 "																																																																				
土地	4,269 "																																																																				
出資金	8 "																																																																				
合計	5,489 "																																																																				
建物	614百万円																																																																				
構築物	428 "																																																																				
機械及び装置	169 "																																																																				
土地	268 "																																																																				
合計	1,481 "																																																																				
短期借入金	1,200百万円																																																																				
長期借入金	3,259 "																																																																				
合計	4,459 "																																																																				
短期借入金	* 1,200百万円																																																																				
長期借入金	* 3,259 "																																																																				
合計	4,459 "																																																																				
<p>※2 このうち関係会社に対するものは次のとおりで あります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">工事未払金</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> </table>	工事未払金	32百万円	<p>※2 このうち関係会社に対するものは次のとおりで あります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">工事未払金</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">50 "</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">87 "</td> </tr> </table>	工事未払金	36百万円	支払手形	50 "	合計	87 "																																																												
工事未払金	32百万円																																																																				
工事未払金	36百万円																																																																				
支払手形	50 "																																																																				
合計	87 "																																																																				
<p>※3 授権株式数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">294,039,340株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">A種優先株式</td> <td style="text-align: right;">40,000,000株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">B種優先株式</td> <td style="text-align: right;">50,000株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">334,089,340株</td> </tr> </table> <p>発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">53,522,335株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">A種優先株式</td> <td style="text-align: right;">40,000,000株</td> </tr> </table>	普通株式	294,039,340株	A種優先株式	40,000,000株	B種優先株式	50,000株	計	334,089,340株	普通株式	53,522,335株	A種優先株式	40,000,000株	<p>※3</p>																																																								
普通株式	294,039,340株																																																																				
A種優先株式	40,000,000株																																																																				
B種優先株式	50,000株																																																																				
計	334,089,340株																																																																				
普通株式	53,522,335株																																																																				
A種優先株式	40,000,000株																																																																				
<p>※4 自己株式の保有数 普通株式 94,522株</p>	<p>※4</p>																																																																				
<p>※5</p>	<p>※5 事業年度末日満期手形の会計処理については手形 交換日をもって決済処理しております。なお、当 事業年度末日は金融機関の休日であったため、次 の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含ま れております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">97 "</td> </tr> </table>	受取手形	2百万円	支払手形	97 "																																																																
受取手形	2百万円																																																																				
支払手形	97 "																																																																				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
※1	一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 33百万円	※1	一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 22百万円	
※2	固定資産売却益の主な内訳 事業再生計画に基づき、本社・寮社宅等の7物件を売却したものであり、各資産種類毎の損益を合算して表示しております。	※2	—————	
※3	固定資産除却損の内訳 建物 2百万円 工具器具及び備品 5 〃 その他 0 〃 <hr/> 計 8 〃	※3	固定資産除却損の主な内訳 機械及び装置 5百万円	
※4	減損損失 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。	※4	—————	
分類	現状用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	橋梁生産設備	土地、建物、 機械及び装置 等	市川事業所 (千葉県市川市)	4,862
			八街製品ヤード (千葉県八街市 他)	2,113
			計	6,975
売却予定資産	本社	土地及び建物 等	千葉県千葉市美 浜区	1,105
	社宅・寮他	土地及び建物 等	千葉県八千代市 他	669
	賃貸資産	土地及び建物 等	千葉県佐倉市他	140
	遊休資産	土地及び建物 等	千葉県八千代市 他	771
合計				9,661
(経緯)				
<p>当社の主力事業である橋梁業界は、公共事業費の縮減による需給ギャップが拡大している中で、今般橋梁談合問題が発生し、当業界は過去最大といっても過言ではない大きな転換期を迎えており、加えて、平成17年6月における東京高等検察庁の当社に対する独占禁止法違反容疑(不当な取引制限)による起訴を契機として、公正取引委員会からの排除勧告を応諾した10月以降、経営環境の著しい悪化等により、当社の製作拠点である市川事業所及び八街製品ヤードについても減損損失を認識するに至りました。</p>				

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(グルーピングの方法及び減損損失の内訳)</p> <p>資産グループについては、事業用資産グループとして市川事業所及び八街製品ヤードの橋梁生産設備、残りの売却予定資産については個別物件毎にグルーピングを行っており、売却予定資産についても市場価格の著しい下落が認められることから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。減損損失9,661百万円の内訳は、土地7,214百万円、建物1,761百万円、構築物331百万円、機械及び装置275百万円、その他有形固定資産28百万円、無形固定資産6百万円、リース資産42百万円であります。</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>橋梁生産設備グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュフローを3.5%で割り引いて算定しております。また、売却予定資産の回収可能価額は正味売却価額によって測定しており、不動産鑑定評価に基づいて評価しております。</p> <p>なお、売却予定資産につきましては、平成18年3月に全て売却が完了しております。</p>	

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	94,522	11,377	—	105,899

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取によるものであります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 当期より連結財務諸表を作成しているため、当連結会計年度については連結財務諸表における注記事項に記載しております。

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金預金	2,376百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	— 〃
現金及び現金同等物	2,376 〃

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																								
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>65</td> <td>35</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>69</td> <td>34</td> <td>14</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>134</td> <td>70</td> <td>28</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具器具及び備品	65	35	13	16	その他	69	34	14	19	合計	134	70	28	36	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>59</td> <td>41</td> <td>13</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>72</td> <td>48</td> <td>14</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131</td> <td>90</td> <td>28</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具器具及び備品	59	41	13	5	その他	72	48	14	8	合計	131	90	28	13
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																					
工具器具及び備品	65	35	13	16																																					
その他	69	34	14	19																																					
合計	134	70	28	36																																					
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																					
工具器具及び備品	59	41	13	5																																					
その他	72	48	14	8																																					
合計	131	90	28	13																																					
(注) 取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左																																								
② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高	② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高																																								
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																																								
1年内	25百万円																																								
1年超	38 〃																																								
合計	64 〃																																								
リース資産減損勘定期末残高	23百万円																																								
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左																																								
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失																																								
支払リース料	26百万円																																								
リース資産減損勘定の取崩額	4 〃																																								
減価償却費相当額	26 〃																																								
減損損失	28 〃																																								
④ 減価償却費相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額の算定方法																																								
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																								

(有価証券関係)

※ 当期より連結財務諸表を作成しているため、当連結会計年度（子会社及び関連会社株式で時価のあるものを除く。）については連結財務諸表における注記事項に記載しております。

有価証券

前事業年度末（平成18年3月31日）

- 1 その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券で時価のあるものはありません。
- 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
	売却額(百万円)	
売却益の合計額(百万円)		98
売却損の合計額(百万円)		—

- 3 時価評価されていない有価証券

区分	前事業年度 (平成18年3月31日) 貸借対照表計上額(百万円)	
	(1) その他有価証券 非上場株式	
合計		118
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
① 子会社株式		20
② 関連会社株式		24
合計		44

当事業年度末（平成19年3月31日）

子会社及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

※ 当期より連結財務諸表を作成しているため、当連結会計年度については連結財務諸表における注記事項に記載しております。

- 1 取引の状況に関する事項

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

- 2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っていましたが、当期末までに全て解約済のため残高はありませんので、注記の対象から除いております。

(退職給付関係)

※ 当期より連結財務諸表を作成しているため、当連結会計年度については連結財務諸表における注記事項に記載しております。

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1 採用している退職給付制度の概要 当社の退職給付制度は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しており、退職給付額の55%相当分を適格退職年金制度に外部拠出しております。 なお、退職給付引当金の計上基準は、当期末より簡便法(自己都合要支給額)に変更しております。	
2 退職給付債務に関する事項	
(1) 退職給付債務	△825百万円
(2) 年金資産	— 〃
(3) 退職給付引当金 (1)－(2)	△825 〃
3 退職給付費用に関する事項	
(1) 勤務費用	67百万円
(2) 利息費用	40 〃
(3) 期待運用収益	— 〃
(4) 過去勤務債務の費用処理額	— 〃
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	0 〃
(6) 会計基準変更時差異の費用処理額	82 〃
(7) 退職給付費用 (1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)	190 〃
(注)上記退職給付費用以外に大量退職に伴う以下の費用を特別損失の「特別退職金」として計上しております。	
退職給付債務の減少に伴う損益	101百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	372 〃
数理計算上の差異の費用処理額	1 〃
特別加算金等の支払額	95 〃
計	571 〃
4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	3.0%
(3) 期待運用収益率	— 〃
(4) 数理計算上の差異の処理年数	15年
(各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。)	
(5) 会計基準変更時差異の処理年数	15年

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
当事業年度においては、税効果会計は適用しておりますが、税効果が認められないため、繰延税金資産及び繰延税金負債は最終計上に至っておりません。	税効果会計は適用しておりますが税効果が認められないため、当事業年度においては繰延税金資産は最終計上に至っておりません。

(持分法損益等)

※ 当期より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については記載していません。

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

※ 当期より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については記載していません。

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
当事業年度における関連当事者との取引については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 43円41銭	1株当たり純資産額 46円87銭
1株当たり当期純損失 109円45銭	1株当たり当期純損失 8円00銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失のため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失のため記載していません。
	(1株当たり純資産額の算定上の基礎)
	貸借対照表上の純資産の部の合計額 5,256百万円
	普通株式に係る純資産額 5,186百万円
	差額の主な内訳
	新株予約権 70百万円
	普通株式の発行済株式数 110,761,885株
	普通株式の自己株式 105,899株
	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数 110,655,986株
(1株当たり当期純損失の算定上の基礎)	(1株当たり当期純損失の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純損失 4,846百万円	損益計算書上の当期純損失 838百万円
普通株式に係る当期純損失 4,846百万円	普通株式に係る当期純損失 838百万円
普通株主に帰属しない金額 一百万円	普通株主に帰属しない金額 一百万円
普通株式の期中平均株式数 44,278,333株	普通株式の期中平均株式数 104,725,377株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式数の概要(優先株式)	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式数の概要(優先株式)
A種優先株式 (40,000,000株 発行総額 2,000百万円)	A種優先株式 (40,000,000株 発行総額 2,000百万円)
(新株予約権)	B種優先株式 (50,000株 発行総額 500百万円)
第1回新株予約権 (250個 行使による払込総額 2,500百万円)	(新株予約権)
第2回新株予約権 (50個 行使による払込総額 695百万円)	第3回新株予約権 (700個 普通株式 139,442,100株)

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当期終了後、平成18年4月1日から平成18年5月31日までに、第1回及び第2回新株予約権の行使が行われました。

年月日		発行する株式の種類及び数	発行価額	発行総額	発行価格のうち資本へ組入れる額	資金使途
平成18年4月	第1回	普通株式22,800千株	50円	1,144百万円	572百万円	事業再生投資資金
平成18年5月	第1回	普通株式16,000千株	50円	803百万円	401百万円	事業再生投資資金
	第2回	普通株式7,239千株	96円	695百万円	347百万円	事業再生投資資金

(注) 1 第2回新株予約権は全数行使済みであります。また、行使に際して払込をすべき金額は、普通株式1株あたり当初139円となっておりましたが、行使価額の修正条項により96円となり、発行株式数は7,239千株となりました。

2 行使による払込金額につきましては、当社100%子会社である株式会社エスピーオーの新株引受け及び第1回新株予約権の行使による払込金額に充当しております。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 第3回新株予約権の行使について

当期終了後、平成19年4月1日から平成19年5月31日までに、第3回新株予約権の行使が行われました。

区分	株式の種類	発行する株式の数	行使金額	発行総額	発行価格のうち資本へ組入れる額	資金使途
平成19年4月12日	普通株式	996千株	50.2円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年4月20日	普通株式	1,063千株	47円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年4月25日	普通株式	1,086千株	46円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金
平成19年5月14日	普通株式	1,111千株	45円	50百万円	25百万円	事業再生投資資金

(注) 1 本新株予約権の目的となる株式の数は当初139,442,100株(本新株予約権1個につき199,203株 行使に際して払込をすべき金額は普通株式1株あたり50.2円)となっておりましたが、行使金額の修正条項により行使金額が記載のとおり修正され、本新株予約権の目的となる株式の数も修正されております。

2 第3回新株予約権の行使による払込金額につきましては、当社100%子会社である株式会社エスピーオーの第2回新株予約権の行使における払込金に充当する予定であります。

2. 釜屋化学工業の第三者割当増資について

平成19年4月27日開催の当社取締役会において、第2号投資案件である「釜屋化学工業㈱の第三者割当増資引受」に関し、釜屋化学工業㈱と、当社100%子会社の㈱エスピーオーが単独で匿名組合出資する匿名組合の営業者であるオリオン・キャピタル・マネージメント㈱との間におけるスポンサー契約書の締結について承認いたしました。

当社の本件投資の実施は、釜屋化学工業㈱の取引先金融機関を含む関係当事者間において事業計画の内容が合意され、かつ、当該事業計画の内容として取引先金融機関からの合理的な支援が得られることを前提としております。

釜屋化学工業㈱は、上記スポンサー契約締結に基づき、平成19年4月28日に、本件投資の前提の一つであります既存資本の100%減資、並びに第三者割当増資を実施するための臨時株主総会を開催いたしました。また、平成19年5月24日に、東京地方裁判所に対し民事

再生手続開始の申立を行いました。

このような事態を受け、当社として本件投資に関する最終的な判断を行うため、関係当事者間で協議を進めてまいりましたが、スポンサー契約の払込期日である平成19年6月29日までに本件投資スキームで増資引受を実施することは時間的に不可能であり、同日の経過をもってスポンサー契約の効力を失うこととなります。

3. 取引先の民事再生手続開始の申立について

当社の取引先である株式会社コミヤマ工業が、平成19年5月18日に甲府地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じたことから、今後発生が見込まれる損失額について、平成19年3月期計上資産に対して102百万円の引当金を追加計上いたしました。

また、平成20年3月期の業績に与える影響額については30百万円を見込んでおります。

[前へ](#)

⑥ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	首都圏新都市鉄道株	1,000	50
		東京湾横断道路株	400	20
		関西国際空港株	340	17
		その他(8銘柄)	58,110	28
		小計	59,850	115
計		59,850	115	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	2,136	9	4	2,141	1,521	33	620
構築物	1,492	5	—	1,497	1,048	25	449
機械及び装置	3,275	8	92	3,191	2,946	16	244
車両及び運搬具	74	—	—	74	73	0	0
工具器具及び備品	222	6	0	228	212	1	15
建設仮勘定	—	6	6	0	—	—	0
土地	4,301	—	—	4,301	—	—	4,301
有形固定資産計	11,501	37	103	11,435	5,803	77	5,632
無形固定資産							
施設利用権	—	—	—	0	—	—	0
長期前払費用	4	10	4	10	—	—	—

(注) 1 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

構築物 市川工場歩廊改築 5百万円

2 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置 箱桁反転装置の廃棄 92百万円

3 無形固定資産については、資産総額の1%以下のため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1	103	—	1	103
賞与引当金	55	51	55	—	51
工事損失引当金	500	71	—	—	571
訴訟等損失引当金	1,003	67	653	—	416

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

(イ)現金預金

区分	金額(百万円)
現金	4
預金	
当座預金	109
普通預金	1,458
通知預金	20
別段預金	0
計	1,588
合計	1,592

(ロ)受取手形

(a)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
㈱フジタ	45
川重工事㈱	15
飯田鉄工㈱	12
山九㈱	9
㈱大林組	4
その他	6
合計	93

(b)決済月別内訳

決済月	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	合計
金額(百万円)	20	12	3	47	9	93

(ハ)完成工事未収入金

(a)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	454
新潟県	156
中日本高速道路㈱	135
首都高速道路㈱	131
宇野ブリッジ㈱	120
その他	622
合計	1,620

(b) 完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	期末残高 (百万円) (D)	回収率(%)	滞留期間(日)
				$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{((A)+(D)) \div 2}{(B)} \times 365$
2,520	5,881	6,780	1,620	80.7	128

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれておりません。

(二) 未成工事支出金

期首残高 (百万円)	当期支出額 (百万円)	完成工事原価への振替額 (百万円)	他勘定振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
747	5,895	5,585	5	1,051

(注) 完成工事原価には、上記「完成工事原価への振替額」の他に工事損失引当金繰入額71百万円が含まれておりません。

期末残高の内訳は次のとおりであります。

材料費	298百万円
労務費	10 "
外注費	484 "
経 費	258 "
計	1,051 "

(ホ) 関係会社株式

相手先	金額(百万円)
株エスピーオー	3,646
株トーヨーテクニカ	24
株サクラダライフ	10
合計	3,680

② 流動負債

(イ) 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
大池塗装工業(株)	58
(株)古山鉄工所	55
江東運送(株)	55
(株)トーヨーテクニカ	50
鈴木機工(株)	48
その他	460
合計	730

(b) 決済月別内訳

決済月	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	合計
金額(百万円)	112	242	1	360	12	730

(ロ) 工事未払金

相手先	金額(百万円)
日鐵商事(株)	62
日本鑄造(株)	42
(株)トーヨーテクニカ	36
(株)古山鉄工所	26
(有)安藤溶接工業所	25
その他	456
合計	649

(ハ) 短期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)みずほ銀行	1,200
合計	1,200

(二)未成工事受入金

相手先	金額(百万円)
名古屋高速道路公社	293
国土交通省	246
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	106
茨城県	79
千葉県	38
その他	91
合計	855

(ホ)長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)みずほ銀行	1,246
みずほ信託銀行(株)	765
(株)千葉興業銀行	487
三菱東京UFJ銀行(株)	333
(株)千葉銀行	287
日本生命保険(相)	139
合計	3,259

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券、100,000株券、200,000株券及び100株未満の株数表示株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ふ。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.sakurada.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|-------------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(137期) | 自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日 | 平成18年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書
の訂正報告書 | (1)の有価証券報告書の訂正報告書 | | 平成18年7月11日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 半期報告書 | (第138期中) | 自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日 | 平成18年12月19日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 有価証券届出書
及びその添付書類 | 第3回新株予約権の発行 | | 平成19年2月26日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 有価証券届出書
の訂正届出書 | (4)の有価証券届出書の訂正届出書 | | 平成19年3月5日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

事務所名 仲井公認会計士事務所

公認会計士 仲 井 良 治 印

事務所名 松下公認会計士事務所

公認会計士 松 下 素 久 印

私たちは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダ及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、第3回新株予約権の行使が行われており、第2号投資案件の決議がなされている。また、株式会社コミヤマ工業の民事再生手続開始の申立がなされている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月29日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

事務所名 仲井公認会計士事務所

公認会計士 仲 井 良 治 印

事務所名 松下公認会計士事務所

公認会計士 松 下 素 久 印

私たちは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第137期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダの平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。また、当事業年度末から退職給付引当金の計上基準を原則法から簡便法へ変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、第1回及び第2回新株予約権の行使が行われており、また、当社100%子会社である株式会社エスピーオーの増資を引き受けている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月28日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

事務所名 仲井公認会計士事務所

公認会計士 仲 井 良 治 印

事務所名 松下公認会計士事務所

公認会計士 松 下 素 久 印

私たちは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第138期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、第3回新株予約権の行使が行われており、第2号投資案件の決議がなされている。また、株式会社コミヤマ工業の民事再生手続開始の申立が行われている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。